

第 118 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 2 月 21 日 (火)

10 時 00 分～

保原庁舎 2 階応接室

1 放射能関係

- ・ 梁川分庁舎仮置き場設置工事状況について (梁川総合支所)

- ・ 指定管理施設に係る損害賠償請求について (損害賠償担当次長)

2 その他 (別紙参照)

- ・ 環境放射線測定結果

- ・ 第 251・252 回福島県災害対策本部会議の概要

- ・ 災害対策号 (第 49 号) について

- ・ ICRP ダイアログセミナーについて

次回 2/28 (火)

時 ～

1 実施日時等

平成 24 年 2 月 21 日（火） 10:00～10:45

2 内容

1 放射能関係

- ・ 梁川分庁舎仮置き場設置工事状況について

梁川総合支所長が資料により説明した。

L 型擁壁により囲い込み、遮水シートで包み込み覆土し仮置きする方法は、昨年 9 月ごろから田中先生と JAEA（独立行政法人日本原子力研究開発機構）の技術的な支援をいただきながら検討してきた。

周辺住民の皆様にも、昨年 9 月からそれぞれの町内会、町内会役員の方と再三にわたる協議を行い、JAEA からも各家庭に工事の状況を分かりやすく文章にしたものを配布し、住民の理解を得て工事を進めることが出来ている。

工期は 3/26 までであるが、梁川地域の住民からは、梁川小学校の校庭は一時仮置きの状態であり、子どもたちが校庭を自由に使えないということで、管理型の仮置き施設に早く運んでもらいたいという要望が多く寄せられているが、順調に工事は進んでいる。

1 トン土嚢で 2,000 袋を予定しているが、現在、約半分くらい運んでいる。

1 トン土嚢の放射線量は、直にあてて測定した場合は $1.3 \mu\text{Sv/h}$ であり、仮置き場に運んできて覆土した土の上で測定した場合は $0.18 \mu\text{Sv/h}$ となっており、周辺にも問題ない状況であると確信している。

（市長）

梁川分庁舎に仮置き場が出来るということは、山間部ではなく住民が居るところに設置されたこと、他地域から運び入れているということから非常に大きなことである。

仮置き場そのものをきちんと管理していれば、心配ないということを理解してもらいたい。

仮置き場を設置できる場所・できない場所等あるのだから、他から持ってきてはいけないということではなく、安全であるのだから搬入を容認するという理解を求めていかなければならない。

（梁川総合支所長）

管理型の仮置き施設を市街地に設置したというのは、あまり例がないのではないかと思う。

（市長）

農村地域だけではなく、市街地もやらなければならないのだから、市街地であれば人家に近い場所に設置するとなれば、放射性物質は距離の二乗に反比例して線量が下がるということを理解してもらいたい。

梁川小学校の校庭にある梁川小学校と梁川中学校の表土を仮置き場に運ぶことで、学校の除染が完了する。

梁川分庁舎の仮置き場設置は、1 歩ではなく 2 歩前進であり、今回の取組みは非常に良かったと思う。

災害対策号（第 49 号）を見てもらいたいですが、除染するというのは手段であり、何のためにや

るのかという主旨が活かされていないのが問題である。幼稚園・保育園も含めて多大な労力をかけて除染しているのは、子どもたちが校庭で汗をかいて遊べるようにすることが大切だからであるが、現実には外で遊べていないというのが問題である。これから、暖かくなったときに子どもたちが外で遊べるようにすることが課題である。

サマースクールについて書いているが、春休みにも移動教室を実施する。累積線量を下げる努力をするということである。

(教育長)

冬休みには、南会津で実施しており、春休みは猪苗代を計画している。

梁川小からの一時仮置きへの搬入は、3/15までに完了し、卒業式にはすべての学校で校庭を使えるようにする。

・指定管理施設に係る損害賠償請求について

損害賠償担当次長が資料により説明した。

昨年末から東電と協議を重ねており、協議が整い請求したところ、霊山こどもの村とりょうぜん紅彩館については、東電から合意通知書が届いたので、内容を確認し返送後に入金されることになる。

つきだて花工房については、対象とする年度が前年ということであり、前年は市の特別会計の事業ということで協議に時間を要していたが、請求書を提出し東電で審査中である。これについても合意書が届くと思われる。

(市長)

報道によれば、行政関係の賠償については進んでいない。行政については、査定が難しいという点と、国が支弁するものもあるため進んではいないのではないかと思う。

(財務部長)

今年度末にならなければ、国の措置が分からない。

(産業部長)

請求額よりも合意額の方が多いのはなぜか。

(損害賠償担当次長)

何円か違うのは、東電で計算する際に、端数は計算の区切りですべて繰上げしているということであった。

(市長)

賠償担当として調べておいてもらいたいのは、自主避難についてである。

自主避難が賠償となれば、自主避難者と東電の当事者間での話し合いになると思うが、市民を守る立場として市がどのように関わるか考えていかなければならないのではないか。賠償については、我々が決めることではなく非常に難しいものである。

(損害賠償担当次長)

電話・面談等での問い合わせ（いつ払うのか、金額の根拠等）が来ているが、東電のコールセンターや紛争解決センターを紹介している。

(市長)

賠償担当としては、予期せざる動きに対してどのようにするか考えておかなければならない。

健康管理の問題として、放射能の影響による被害により医師の診断を受ける必要が生じた際に、診断料等は損害賠償の対象になると思うが、個人で立て替えて個人で請求するというのは現実的ではない。市が費用を支出し、東電へ請求する等なにか定めなければならないのではないかと。

(市民生活部長)

避難指示の地域と同じような一部負担なしの制度を作っておく必要があるのではないかと。

個人賠償（子ども 40 万・大人 8 万）については、今月末くらいにスケジュールが示され 3 月上旬から請求書の受付開始の予定で準備を進めているようだ。

2 その他

- ・環境放射線測定結果

市民生活部長が資料により説明した。

- ・第 251・252 回福島県災害対策本部会議の概要

市民生活部長が資料により説明した。

- ・災害対策号（第 49 号）について

総務課広報広聴係長が資料により説明した。

- ・ICRP ダイアログセミナーについて

市民生活部次長が資料により説明した。

2/25（土）保原市民センター、2/26（日）保原スカイパレスで、ダイアログセミナーが開催される。

傍聴可能であるが、同時通訳のレシーバーの数に限りがあるので申込みをしていただきたい。別の話になるが、本日から保原工業団地で 4 日間の予定で線量測定を行っている。

(市長)

レシーバーの数に限りがあるのであれば、傍聴者のために同時通訳の内容を別室にスピーカーから流すなど検討してはどうか。

土曜・日曜の開催なので職員・関係者にも聞いてもらいたい。

(市民生活部次長)

新着情報にアップし、お知らせする。

ICRP の提言にもあるが、チェルノブイリの事故と違う状況について確認することができ、また、原発事故により引き起こされた問題を継続的に取り組んでいくことが主眼であり、そのことから学ぶことが大切である。

(市長)

チェルノブイリの話は聞いているとは思いますが、同じようには導入できないがチェルノブイリを参考にすることは有効であると思う。

どのように取り組むかというのは、これからの大きな課題であるが、先ほどの子どもたちが外でたくさん遊べないというのを解決できなければ、何をやってもだめである。

・新聞記事（2/20 付け 福島民報より）

市民生活部長が資料により説明した。

国の復興交付金に、伊達市は1次では対象にならず2次募集に提出を検討している。

（損害賠償担当次長）

新聞記事にあるが復興庁の説明は、『復興交付金は、あくまで、震災と原発事故で物理的な被害を受けた地域の復旧事業に活用される。法の意義を誤解している市町村が多い』との説明である。

しかし、1回目のヒアリングのときには、放射能災害もありますという内容であったと思う。

2回目のヒアリングのときに、原発と津波という物理的被害を被ったところとの説明であった。

《次回本部会議》

平成24年2月28日（火） 10:00～

本庁舎2階 応接室において

（文責：齋藤 孝幸）